## 駐車監視員活動ガイドライン

令和2年9月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

たりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。 ※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

	◎最重点路線			
点	路線(区間)		重点時間帯	
	市道(植田西二丁目交差点~地下鉄平針駅東方シティハウス平針前交差点)		7時~22時	
	県道名古屋岡崎線	(植田西交差点~平針交差点)	7時~22時	
	〇重点地区			
	路線(区間)		重点時間帯	
	国道153号線	(昭和区境~植田一本松交差点)	7時~22時	
	県道名古屋第二環状線	(植田西交差点~緑区境)	7時~22時	
	市道東海通線	(南区境~緑区境)	7時~22時	
	市道白山黒石線1号線	(日進市境~緑区境)	7時~17時	

最重点地区		
地域(町名)		重点時間帯
下鉄原駅地区	·原一丁目~五丁目 ·中平一丁目~三丁目	7時~22時
下鉄平針駅地区	·平針一丁目~五丁目	7時~22時
重点地区		
域(町名)		重点時間帯
点路線(R153)隣接地区	·焼山一丁目 ·一本松一丁目~二丁目	7時~22時
地下鉄植田駅周辺地区	·植田西一丁目~三丁目 ·植田一丁目~三丁目	7時~22時
	・植田南一丁目~三丁目 ・井ロー丁目、二丁目	
	•植田本町三丁目	
下维传参口职用河地区	・塩釜ロー丁目、二丁目 ・元八事三丁目~五丁目	7時~22時
地下跃塩金口駅周辺地区	·八幡山 ·道明町 ·中砂町	
地下鉄野並駅周辺地区	・野並一丁目~四丁目 ・中坪町 ・井の森町	7時~22時
	・古川町 ・相川一丁目、二丁目	
下鉄相生山駅周辺地区	·久方三丁目	7時~22時
転免許試験場周辺地区	·平針南一丁目~四丁目	7時~17時
白小学校周辺地区	·池場一丁目~五丁目 ·横町	7時~22時
白区役所周辺地区	·島田一丁目~五丁目	7時~22時
南天中学校周辺地区	·保呂町 ·笹原町 ·菅田一丁目~二丁目	7時~22時
	•福池一丁目、二丁目	
植田北部地区	·元植田一丁目~三丁目 ·植田山一丁目~五丁目	7時~22時
	・鴻の巣一丁目、二丁目	
〇自動二輪·原付重点地区		
地域(町名)		重点時間帯
地下鉄塩釜口駅周辺地区		7時~22時
	下鉄平針駅地区 重点地区 或(町名) 点路線(R153)隣接地区 下鉄植田駅周辺地区 下鉄塩釜口駅周辺地区 下鉄野並駅周辺地区 下鉄相生山駅周辺地区 三分許試験場周辺地区 三分学校周辺地区 三分学校周辺地区 三十学校周辺地区 一十学校周辺地区 日本北部地区 日本北部地区 日本北部地区 日本北部地区 日本北部地区	<ul> <li>下鉄平針駅地区 重点地区 或(町名) 点路線(R153)隣接地区 ・焼山一丁目・一本松一丁目~二丁目 ・植田西一丁目~三丁目・植田一丁目~三丁目 ・植田南一丁目~三丁目・井ロー丁目、二丁目 ・植田本町三丁目 ・塩釜ロー丁目、二丁目・元八事三丁目~五丁目 ・八幡山・道明町・中砂町 ・野並一丁目~四丁目・中坪町・井の森町 ・古川町・相川一丁目、二丁目 ・法発目辺地区 ・久方三丁目 ・気持まは験場周辺地区 ・平針南一丁目~四丁目 ・コー丁目~五丁目 ・機田丁目~五丁目 ・流の第一丁目~二丁目 ・福池一丁目、二丁目 ・福池一丁目、二丁目 ・福池一丁目、二丁目 ・調の単一丁目、二丁目 ・動の単一丁目、二丁目</li> </ul>

愛知県天白警察署